様式第５号－２

一般貸付借用証書

収入印紙
50万円以下4百円
100万円以下1千円
200万円以下2千円
借受人の割印

金２，０００，０００円

記載年月日		２０○○年　○月　○○日		
借受人	所属所名	○○市立○○○○学校		
	職　名	○　○	氏　名	○○　○○　㊞
	現住所	〒○○○　－　○○○○ ○○○○○○○○○○○○ TEL（　○○○○　）　○○　－　○○○○		
	給料月額	○○○，○○○　円	他の債務の月額償還額	
			無　し	，　円

私は、下記の目的をふまえ、財団法人岐阜県教職員互助会現職互助事業規程及び下記の条件を遵守し、上記金額を借用いたします。

署名の上、借用証書を差し入れます。

記

＜貸付事業の目的＞

この貸付事業は、財団法人岐阜県教職員互助会互助部現職会員のみなさんの会費を元にして、お互いの生活に潤いを生み出すことや、生活の支えとなることを目的とし、以って岐阜県教育の発展に資することを願って、展開されている事業である。

＜一般貸付の条件＞

１、貸付金額は、別表１により選択し、最高額は200万とする。
　利息は月利とし、利率０．２８％とする。（年利率３．３６％）

２、貸し付けを受ける者は、次の6項目を遵守するものとする。
　①借受人は、貸付申込書（様式第5号－1）に「所属長の証明」を必要とする。
　②貸付金及び利息は、別表により、最終回の償還額を除き元利均等で、貸付日の翌月より教職員事務センター口座振替日、または集金分締切日までに償還する。
　③借受人が退会する場合は、その旨をすみやかに財団法人岐阜県教職員互助会まで連絡し、未弁済金を一括弁済する。また、弁済のなかった場合には、給付金及び退職金等から未償還元利金相当額を控除されることを承認する。
　④借受人が教職員事務センター徴収締切日の翌月応答日までに弁済を怠った場合には、保険事故として扱われ、財団法人岐阜県教職員互助会現職互助事業細則第８条２項により、保険会社へ債権が譲渡されることを承認する。
　⑤この貸付について公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じる。
　⑥この貸付について訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、財団法人岐阜県教職員互助会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

３、他の債務と合わせて、毎月の償還額が、給料月額の10分の3を超える場合は、貸付申込は出来ないものとする。

＊この様式に記載の情報は、会員貸付管理のために取得・利用いたします。